

とりもどしましょう!

子育て休暇

わが子の成長を
楽しみ慈しむことは、
子どもにかかわる
仕事に携わるわたし
たちにとって、大切に
したい特別な時間です。

だからこそ、取り戻したい大切な権利
なのです。

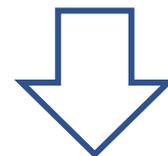


今までは・・・



義務教育終了前・・・配偶者の子を含む)を養育する学校職員が、その子の看護や学校行事等に出席するために、勤務しないことが相当であると認められた場合、一年に7日(義務教育終了前までの子2人以上の場合は10日)の範囲で休暇がとれます。(埼玉県の権利)

さいたま市になったら・・・



看護休暇

中学校就学前(小6)の子、里子は対象外
5日(2人以上10日)

疾病等の世話、予防接種・健康診断の付添のみ対象、緊急時の引き取り(実際の時)

取得単位 1日、1時間、15分